

日本での世界文化遺産登録と課題

— 奈良会議の意義 —

上野 邦一

- I. まえがき
- II. 世界遺産とその保護の考え方の形成
- III. 世界遺産登録の手順
- IV. 奈良会議
- V. 歴史的町並み・集落保存憲章(町並み憲章)
- VI. インタンジブル・タンジブルな文化遺産
- VII. むすび

I. まえがき

こんにち、景観法の制定や文化財保護法の改正で、文化的景観や歴史的景観への関心が高まっている。日本に限らず、各国で文化遺産保護に関わっている関係者の中で、オーセンティシティ(authenticity)が常に問題となっている。なぜ問題なのか、何が問題なのかを整理する。また、最近インタンジブル(intangible)な文化遺産が登録され始めているので、文化遺産の考え方の拡大についても紹介しておきたい。

本シンポジウムでの他の発表は、各地で文化遺産の再発見・保護の取り組みなど、実践的な活動の過程で生まれた問題点や課題を具体的に扱っている。それらに比べると、この論稿は、頭の中だけの話になって、各地で歴史的な文化遺産、歴史的景観の保護に取り組んでいる実践とやや離れてしまうおそれがある。しかし、今後の活動を展開する上で、考え方の強化に必ず役立つことだろうと思う。

日本で、最初に世界文化遺産が登録されたのは1993年である。2005年末で、姫路城・法隆寺をはじめ文化遺産9ヶ所(日光、白川、京都、奈良、吉野、法隆寺、姫路城、広島、首里城)、自然遺産3ヶ所(知床、白神、屋久島)が登録された。

日本での世界遺産登録に際して、議論になったのがオーセンティシティである。この語は日本語に訳しにくい、「本物であること」を表す言葉でしかも権威をともなっていること、と考えられ、「真正性」とか「本物性」と訳されることが多い。奈良会議後は「真実性」の訳が採用されている。なぜオーセンティシティが問題になったかということ、日本の文化財保存の修理の手法、特に建物の修理の手法に疑問が寄せられていたからである。解体して被害を受けた箇所に新しい部材を用いると、オーセンティシティが維持出来るのか、という疑問であった。

最初の世界遺産登録の過程で、日本でのオーセンティシティについての問題は登録手続き上は克服されたが、理論的問題として、また国際的共有できる認識としては不十分であった。この問題を多くの国々の専門家で検討するため、1994年奈良で国際会議が招集された。

II. 世界遺産とその保護の考え方の形成

第二次世界大戦中、イタリア政府は無防備

都市宣言を行い、ローマ、ベネチア、フィレンツエの3都市を文化遺産が集中していて無防備とするから攻撃をしないで欲しい、とした。この結果、連合軍はこの3都市を攻撃していない。ローマはこの宣言の前に一度空爆を受けているが、ハーグ陸戦条約やジュネーブ条約に基づく国際的約束の履行ではあるが、ドイツ・ドレスデンは無防備都市宣言をしたにもかかわらず空爆を受けて壊滅的打撃を受けたから、イタリアの3都市が攻撃を受けなかったのは理由があろう。欧米人の間に、ギリシャ・ローマの文化—それらを具現している遺跡・建築が、彼らにとって共通の文化遺産であるという意識があったと思われる。無防備都市の考えは、文化財の保護から見れば効果があったと言えるが、政治的には多様な問題があり、複雑な議論が展開している。

第二次世界大戦後に結成されたユネスコは、1951年に定めたユネスコ憲章で、第一条に「世界の遺産である図書、芸術作品、ならびに歴史および科学の記念物の保存および保護を確保し、かつ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告する。」と記している。

ギリシャ・ローマの文化遺産が欧米人にとって世界的に認める文化遺産という認識があったとはいえ、世界遺産という考え方は、直接的には、エジプト・アブシンベル神殿、インドネシア・ボロブドゥールを国際的に協力して保護した活動が背景にあって形成されたという。

1956年にエジプト政府は、ナイル河にアスワン・ハイダムを建設することを発表し、アブシンベル神殿は水没の危機にあった。カイロから南1260キロメートルほどにある遺跡がダムの湖に沈むというのである。ユネスコは各国に呼びかけ、保存プロジェクトを立ち上げた。神殿を切断して、原位置から約60メートル上に移設する計画である。1964年から始まり1968年に移築が完成した。

ボロブドゥールは、北東にあるメラピ山の火山活動で1961年に大きな被害を受け、1973年から約10年間ユネスコが呼びかけた修復で整備された。

こうした活動を経験して、ある一国であっても国際的に評価できる遺産を世界が認める遺産にするという考え方が定まっていったのである。この動きに合わせて、アメリカ合衆国では、世界文化遺産に相応する文化遺産がないので、自然遺産を含めた条約であれば、参加できるという姿勢を示した。

このような経緯を経て、「世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する条約」（以下、世界遺産条約）は1972年、ユネスコ総会で採択された。日本代表も賛成した。ところが、日本での批准は、ユネスコ総会での採択から20年後の1992年である。この間のいきさつは本論の主旨とは異なる事情なので詳述しないが、考え方に賛成できなかったのではなく、日本政府がこの条約にどう対応するか、どこが対応するか、という体制の問題であったことだけは指摘しておきたい。

世界遺産に限らず、文化遺産の保護について複数の国が集まって議論し始めると、「ベニス憲章」が登場する。文化遺産の保護に関わる国際会議だと、ちょっとしたロビーでの会話にも、「ベニス憲章」が顔を出す。奈良ドキュメントに関する奈良会議を取り上げる場合も「ベニス憲章」が登場する。そうした事情を理解するには、第二次世界大戦後の文化遺産保護の考え方に関わる国際的な議論を簡単に辿っておく必要がある。

しかし、「ベニス憲章」全体の項目を議論するのが、本論の主旨ではないので、オーセンティシティに関わる項目に焦点をあてて説明することにする。

第二次世界大戦後、1964年ベニスに集まった文化遺産保護の専門家たちは、文化遺産保護にかかわる共通のルールを決めた。「ベニス憲章」と呼ばれている。この憲章の

起草委員の23名のうち西欧圏に属さない人は4名だから、「ベニス憲章」は欧米で蓄積された文化遺産保護の考え方に立脚していた。「ベニス憲章」では、前文で「こうした記念建造物の真正な価値を完全に守りながら後世に伝えることが、われわれの義務となっている。」と述べている。そして、修復に際しては、原則として変更を認めない立場をとっている。

また、「ベニス憲章」の国別見直し版とでもいうべきオーストラリアの「バッラ憲章」にも触れる。イコモスのオーストラリア国内委員会は自国の文化遺産の状況を考え、「ベニス憲章」とうまく整合しない点が生じていることを考えて、オーストラリア独自の憲章を制定していた。オーストラリアでも、「ベニス憲章」が実際の文化遺産の様相、文化遺産の保護と齟齬を生じていたのである。

Ⅲ. 世界遺産登録の手順

世界遺産登録は、各国が登録したい遺産をユネスコに申請し、ユネスコが委託した第三国の専門家が、それぞれ遺産候補の所在地に訪れ、審査する。文化遺産の場合は、国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) に、自然遺産の場合は国際自然保護連合 (IUCN) に審査を依頼する。審査の結果は世界遺産委員会で審議し、承認されれば登録となる。世界遺産として認められる訳である。申請して審査で不適切と判断され登録に至っていない文化遺産もいくつかある。文化遺産としての価値がないのではなく、保護の体制・条件が整っていないから、というケースである。

さて、世界遺産には、文化遺産・自然遺産・両者が複合した複合遺産のタイプがある。このうちで、文化遺産には6つの登録基準項目と2つの考査項目があり、これらの項目に合格しないと、登録の条件を満たすことにならないのである(資料1)。

表1 日本にある世界遺産(登録年・名称・評価項目)

1993年	「法隆寺地域の仏教建造物」①②④⑥
	「姫路城」①④
	「白神山地」⑨
	「屋久島」⑦⑨
1994年	「古都京都の文化財」②④
1995年	「白川郷・五箇山の合掌造り集落」④⑤
1996年	「広島平和記念公園(原爆ドーム)」⑥
	「厳島神社」①②④⑥
1998年	「古都奈良の文化財」②③④⑥
1999年	「日光の社寺」①④⑥
2000年	「琉球王国のグスク及び関連遺産群」②③⑥
2004年	「紀伊山地の霊場と参詣道」②③④⑥

文化遺産の登録基準6項目とは、

- ① 独特の芸術的成果を示すもの
- ② 建築や都市計画・景観に大きな影響を及ぼしたものの
- ③ 消滅した文明や文化的伝統の証拠を示すもの
- ④ ある様式の建築物あるいは景観のすぐれた見本となるもの
- ⑤ 単一あるいは複数の文化を代表する伝統的な集落、土地利用を示すもの
- ⑥ 優れて普遍的な価値を持つ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術の関するものである。

一方、自然遺産には登録基準4項目がある。これらの文化遺産と自然遺産の登録基準は2005年に全体で10項目(⑦～⑩は省略)に統合整理された。日本の文化遺産がどの基準によって登録されたかを表1にまとめた。この表によって、基準がどのように運用されているか、理解できよう。

さて、考査項目に材料・デザイン・技術・環境の4点についてオーセンティシティの規定がある。

日本では、文化財建造物は解体修理を繰り返す。木造建築の特徴といえよう。柱の根元

や垂木の先端など、湿気を吸収したり雨がかかる部分は腐朽や破損が起きる。落雷や樹木が倒壊すれば建物が破損する。こうした腐朽部分や破損部分を取り替えることによって木造建造物が長く寿命を全うできるのである。日本の文化財研究者は木造建築に馴れ親しみ、その修理の手法も当然として受け止めていた。しかし、欧米の研究者が日本の修理を見た時、その建物が持っている当初性、普遍性は維持できているのか、疑問の意見があった。すなわち修理によってオーセンティシティを失っていったのではないかと、という疑問である。

修理によってオーセンティシティを失っていったのではないかと、という点を克服しないと、すなわち、日本ではそれぞれの文化遺産が持っている本物の価値は、修理によって損なわれていないことを説明しないと、世界遺産の登録が困難であった。

オーセンティシティを考える時、本物であり続けることが容易な文化遺産と、複雑な面を持つ文化遺産とがある。前者は欧米の石の構築物を考えれば理解できるし、後者は庭を考えるとすぐ分かるだろう。庭木が成長すれば、微妙に庭の様相は変化する。花は毎年同じ日時に咲く訳ではない。とすれば、厳密には一時として庭は同じ様子を保つことはない。庭は常に変化しているとすれば、庭のとしてのオーセンティシティとは、石の構築物とは異なる意味を持たねばならないだろう。

IV. 奈良会議

「奈良会議」は通称で、「世界文化遺産奈良コンファレンス」の名で開催され、議題は「文化遺産のオーセンティシティの概念をめぐって」であった。1994年11月1日から11月6日まで奈良で開催された。奈良で開催されたので「奈良会議」と通称している。参加者は、28ヶ国45人の専門家で、オブザー

バー参加の専門家も多かった。会議は6日間、基調講演が初日、2・3日は見学、後半3日が討議であり、最終日に「奈良ドキュメント」と呼ばれる合意文書が採択された（資料2）。公式会議の合間での討議、合意文書の作成は、時間のかかる作業であった。ある欧米の研究者は、欧米が確立した近代的概念が、アジアで培った概念によって、初めて覆った、と述懐していた。

複雑な問題の合意文書は、3日間だけの討議で成立したわけではない。会議の開催を決めた前後、日本での世界遺産登録作業を進める過程から、意見交換を進め、基本的な考え方の枠組みを準備していたから、である。

以下、「奈良ドキュメント」の内容を述べていく。

奈良会議での、主な論点は「ベニス憲章」で打ち立てた文化遺産保護の考え方を覆すのではなく、その延長にあって、しかも現実に対応することであった。3と4の項目にその事が書かれている。

オーセンティシティに代わって、強調されたのはダイヴァーシティ (diversity) で、多様性である。すなわち「すべての文化と社会は、それぞれの遺産を構成する有形また無形の固有の形式と手法に根ざしており、それらは尊重されなければならない。」と述べている。「奈良ドキュメント」の5から8の項目にあたり、一節を設けて広範囲に述べている。

ただ、奈良会議での議論は、「多様性の名の下で、何でも許容されるというものではない」ことを誠めている。多様性を拡大解釈すると、文化遺産に加えられる様々な変更が、すべて保存のための行為である、と主張し容認の範囲に納まりかねない。それらの変更のうち、文化遺産の破壊や重大な変質行為は認めない、ことを共通の理解とした。

筆者は「奈良ドキュメント」発表後、ヨーロッパだけでなく日本での国際会議で、討議の最中やロビーでの意見交換の中で、「奈良

ドキュメント」が好感をもって支持されていることを体験した。日本だけでなく、ヨーロッパでも、「ベニス憲章」だけの考えでは文化遺産保護に矛盾が生じていたのである。例えば、ヨーロッパでの町並み保存において、当初のままの保存では住みにくく、改造を伴うと、それが「ベニス憲章」に違反するのか、が問題となった。また東ヨーロッパには木造の教会が多く、その修理では破損、腐朽した部材の取り替えが避けられない、ことも「ベニス憲章」に違反するのか、が問題となっていた。

「奈良ドキュメント」の考えを支持する理由には、日本へのリップサービスだけでなく、実際に各国で問題を抱えていたからで、厳格なオリジナル保持と現実の変化とを整合させる考え方が求められていたのであろう。こんにち、さまざまところで文化遺産保護を議論するとき、「ベニス憲章」と並んで「奈良ドキュメント」が取り上げられるようになってきている。「奈良ドキュメント」に表された文化の多様性を共通して承認したことが、奈良会議の最大の成果であろう。

V. 歴史的町並み・集落保存憲章（町並み憲章）

歴史的町並み・集落保存憲章（以下、町並み憲章）について紹介しておきたい（資料3）。

日本での文化遺産保護の対象は、遺跡・建物・町並み・民俗文化財など多岐にわたる。このうちで私は町並み保存に長く関わってきた。日本での町並み保存は、初め住民運動として高揚し、地方自治体の行政活動も早くから取り組んできていた。住民・地方自治体の活動を受けて1975年（昭和50）に文化財保護法が改正され、重要伝統的建造物群保存地区制度が発足した。

1960年代から、各地で住民による町並み保存運動が展開する。この保存運動は、住民同士の協議・意志形成、自治体との意見交換・交渉などのなかで、理論的に説明するこ

とが求められた。「理論的に」と書いたが、おそらく運動の中ではそうした自覚はなく、意見のぶつかり合い、異なる意見の調整といった過程であったろう。

各地で活動していた住民団体は全国的な連盟組織「全国町並み保存連盟」を結成し、1978年から全国町並みゼミを開催してきた。全国町並みゼミでは、各地での活動を報告しあい、問題点や課題について討議を重ねるのが常であった。町並み保存に関わる住民活動での多様な意見交換の中で育まれた、アイデア・哲学・緩やかな合意などの理論的成果をまとめたのが町並み憲章である。この町並み憲章は2000年日南市で開催された全国町並みゼミで採択され、その後日本イコモス国内委員会の賛同を得ている。

現在日本では文化遺産の保護に関わる包括的な憲章はないので、この町並み憲章が、町並み保存だけに限定された憲章ではなく、日本での文化遺産保護に関わる憲章の役割を果たしている。

町並み憲章は、文化景観や歴史的景観の保護についての、多くの示唆に富む。第八の項目は「変化への対応」で、次のようにオーセンティシティにふれている。「歴史的町並みの保存は、文化遺産の保存にとって国際的基準となっている真実性（意匠、材料、技術、環境、伝統、機能などの要素からなる、本物としての価値、すなわちオーセンティシティ）を尊重することと両立する。歴史的町並みに住み続けることは、真実性の意味と内容をつねに暮らしのなかから問い続けることであり、伝統に活気をもたらすための必要条件ですらある。」

VI. インタangible・タンジブルな文化遺産

タンジブルとは触ることができる、インタangibleは触ることができない、という意味である。建築とか遺跡とかは触ることができる文化遺産であり、芸能とか祭り行事など

が触れることができない文化遺産である。日本では、第二次大戦後、無形文化財が設定されたが、インタンジブルな文化遺産の考え方をいち早く取り入れたものであった。

開発途上国でも、日本でも、経済活動が活発になると、伝統的な芸能・習慣が消失していく現象がある。絶滅動物のように、少数民族の言語が消失していくことも報告されている。世界遺産条約では無形の文化遺産保護の規定が無いため、近年国際的に無形の文化遺産の保護の議論が展開していた。しかし、無形の文化遺産ではオーセンティシティをどう確保するのかという問題が横たわっていた。

こうして、文化遺産のオーセンティシティの議論になり始めたころ、すこし遅れてインタンジブル・タンジブルな文化財をどう考えるかが問題となった。オーセンティシティの議論とも関連し、奈良会議の後、活発に議論され、1998年ユネスコ執行委員会で「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」規約が採択された。この宣言によって、保護という考えではなく継承・発展を図ることとし、各国から提出したものの中からリストアップするという手法が採られている。

日本では2001年能楽、2003年人形浄瑠璃、2005年歌舞伎が登録された。

その後、2003年のユネスコ総会で「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択となり、30ヶ国が批准した段階で、発効することになっている。2006年には批准国が30ヶ国に達し、4月に発効した。無形の文化遺産保護の登録が始まっていると思われるが、筆者は詳細を把握していない。

VII. むすび

奈良会議の後に「奈良ドキュメント」が発表され、「文化の多様性」を認めるという成果を得ている。文化の多様性を認める、ということはごく当たり前の事柄のようであるが、キリスト教に基づく考えが支配的で、近

代欧米文化が優れていると確信する人々からみれば、決して当たり前ではないのである。

奈良会議のあとに開催されたいくつかの国際会議でも時宜にかなう内容という評価をえている。さて、奈良会議はさしあたっての理論的課題は克服したものの、現実に行進して理論的に克服すべき課題が日本には二つ残っている、と私は考えている。

第一は、失われた建物の復原の是非についてである。

日本では平城宮跡での朱雀門の復原をはじめ、多くの遺跡でかつてあった建物の復原が進んでいる。城跡での天守の復原も多い。「ベニス憲章」では、原則として建物の復原を禁止している。

世界遺産になっている平城宮跡での復原建築は、地上の建築を失った同様の遺跡を持つ中国・ベトナムなどから見ると、建築復原の先行事例となっている。遺跡の意味を専門家だけでなく、一般の人にも理解して貰わなければならないという理由で、安易な復原が進みかねない。

第二は、伊勢神宮・法隆寺金堂など、新築と古式の認識についてである。

伊勢神宮本殿は1993年の建物、法隆寺金堂は1949年の火災後の再建である。この二つの建物を、通常私は古式の建築と認識している。多くの日本人も、この建物が現代の建築であるという理解はしていないだろう。しかし、いつ建築したのだと聞かれると、第二次世界大戦後の建物と答えるしかない。とすると、それは たかだか50年前、20年前の現代建築であるということになる。

こうした様式の古さと絶対年代の違いも、日本でのオーセンティシティに誤解を生んでいたのだろう。

理論的な課題ではないが、文化遺産を保護しようとする運動に気がかりな課題がある。世界遺産症候群とでも言うべき現象が日本にあることである。われもわれもと世界遺産登

録を目指すというのである。誤解を恐れずに言えば、世界遺産にならないと文化遺産の価値がないかのような運動はすべきでない。世界遺産になろうとなるまいと、その地域にかけがえないものが文化遺産なのである、と私は考えている。世界遺産になろうとなるまいと、キチンと保護していく、こういう考え・活動が真の文化や歴史を大事にすることなのだ、と私は考えている。

(奈良女子大学生生活環境学部)

〔文献〕

- 1) 「特集 世界文化遺産奈良コンファレンス」, 月刊文化財377, 1995, 4-46頁。
- 2) 「小特集 世界文化遺産奈良コンファレンス」, 建築史学24, 1995, 43-125頁。
- 3) 上野邦一「文化財建造物の修理」, 木材保存(日本木材保存協会)23-1, 1997, 2-11頁。
- 4) 『ユネスコ世界遺産年報』, 社団法人 日本ユネスコ協会連盟。
- 5) ユッカ=ヨキレット(秋枝ユミ=イザベル訳)『建築遺産の保存 その歴史と現在』, 株式会社アルヒーフ, 2005, 総540頁。
- 6) 石井 昭「世界遺産とは何か—推薦・審査・登録の実態—」, 都市問題96-6, 2005, 4-8頁。

文化遺産の登録基準

作業指針 第24節

世界遺産リストへの登録のため推薦される、上記定義（条約第1条の定義）による記念工作物、建造物群、遺跡は以下の基準の一つ以上、およびその真実性に対する考査に適合すると委員会が認定したときは、この条約の目的のもとでの特に普遍的な価値のあるものであると見なされるべきであろう。すなわち、各遺産は以下のようなものであるべきである：

- (a) (i) 人類の創造的天才の傑作を現すもの
- (ii) ある期間を通じ、またはある世界文化上の地域において、建築または科学技術、記念碑的芸術、町並計画、または景観デザインの発展において、人類の価値の重要な交流を示すもの
- (iii) 生きている、または消滅した文化的伝統、または文明の、唯一のまたは少なくとも希な証拠となるもの
- (iv) 人類の歴史上重要な時代を例証するある形式の建造物、建築物集合体または景観の顕著な例
- (v) ある文化（または複数の文化）を代表するような伝統的集落または土地利用の顕著な例の、特に回復困難な変化の影響に対して無防備状態にある場合
- (vi) 顕著な普遍的な意義を有する出来事または生きた伝統、思想、または信仰または芸術的および文学的作品と、直接にまたは明白に関連するもの（委員会は、この基準が一覧表への登載を容認する場合は、極めて例外的な場合、かつ他の文化遺産または自然遺産の基準と関連している場合に限られるべきであるとみなしている）

また、

- (b) (i) 意匠、材料、技術、環境、文化的景観に関しては、その独特な特徴と構成部分も含む真実性が十分に認められること。（推測を全く含まず、オリジナルに関する完璧かつ詳細な文書に基づいている場合に限り、当委員会は復元品を認める。）
- (ii) 推薦された文化遺産及び文化的景観を確実に保全するための適切な法的あるいは伝統的措置と管理体制をもっていること。従って、国、県、ないし市町村レベルの保護法令、あるいは充実した伝統的保護措置、適切な管理体制の存在が不可欠であり、それについて推薦書類に明確に記載することが必要である。また、このような法令・管理体制の効果的運用も確実に実施されなければならない。特に多数のビジターが訪れる場合、文化遺産を損傷などから保護するため、関係加盟国はその遺産の管理、保護、一般公開の度合を網羅した管理措置をとらなければならない。

オーセンティシティに関する奈良ドキュメント

世界文化遺産奈良コンファレンス、日本、奈良、1994年11月

前文

1 我々、日本の奈良に集まった専門家は、保存の分野における従来の考え方に挑み、また保存の実践の場で文化と遺産の多様性をより尊重するよう我々の視野を広げる方法および手段を討論するために、時宜を得た会合の場を提供した日本の関係当局の寛大な精神と知的な勇氣に、感謝を表明したい。

2 我々はまた、世界遺産リストに申請された文化財の顕著な普遍的価値を審議する際に、全ての社会の社会的および文化的価値を十分に尊重する方法でオーセンティシティのテストを適用したいという世界遺産委員会の要望により提供された討論の枠組みの価値にも、感謝を表明したい。

3 オーセンティシティに関する奈良ドキュメントは、我々の現代世界において文化遺産についての懸念と関心の範囲が拡大しつつあることに応え、1964年のベニス憲章の精神に生まれ、その上に構築され、それを拡大するものである。

4 ますます汎世界化と均一化の力に屈しようとしている世界において、また文化的アイデンティティの探求がときには攻撃的ナショナリズムや少数民族の文化の抑圧という形で現れる世界において、保存の実践の場でオーセンティシティを考慮することにより行われる重要な貢献は、人類の総体的な記憶を明確にし解明することにある。

文化の多様性と遺産の多様性

5 我々の世界の文化と遺産の多様性は、すべての人類にとってかけがえのない精神的および知的豊かさの源泉である。我々の世界の文化と遺産の多様性を保護しおよび向上させることは、人類の発展の重要な側面として積極的に促進されるべきである。

6 文化遺産の多様性は、時間と空間の中に存在しており、異なる文化ならびにそれらの信仰体系のすべての側面を尊重することを要求する。文化の価値が拮抗するような場合

には、文化の多様性への尊重は、すべての当事者の文化的価値の正当性を認めることを要求する。

7 すべての文化と社会は、それぞれの遺産を構成する有形または無形の表現の固有の形式と手法に根ざしており、それらは尊重されなければならない。

8 個々にとっての文化遺産はまた万人にとっての文化遺産であるという主旨のユネスコの基本原則を強調することが重要である。文化遺産とその管理に対する責任は、まず最初に、その文化をつくりあげた文化圏に、次いでその文化を保管している文化圏に帰属する。しかし、これらの責任に加え、文化遺産の保存のためにつくられた国際憲章や条約への加入は、これらから生じる原則と責任に対する考慮もまた義務づける。それぞれの社会にとって、自らの文化圏の要求と他の文化圏の要求の間の均衡を保つことは、この均衡の保持が自らの文化の基本的な価値を損なわない限り、非常に望ましいことである。

価値とオーセンティシティ

9 文化遺産をそのすべての形態や時代区分に応じて保存することは、遺産がもつ価値に根ざしている。我々がこれらの価値を理解する能力は、部分的には、それらの価値に関する情報源が、信頼できる、または真実であるとして理解できる度合いにかかっている。文化遺産の原型とその後の変遷の特徴およびその意味に関連するこれら情報源の知識と理解は、オーセンティシティのあらゆる側面を評価するために必須の基盤である。

10 このように理解され、ベニス憲章で確認されたオーセンティシティは、価値に関する本質的な評価要素として出現する。オーセンティシティに対する理解は、世界遺産条約ならびにその他の文化遺産の目録に遺産を記載する手続きと同様に、文化遺産に関するすべての学術的研究において、また保存と復元の計画において、基本的な役割を演じる。

11 文化財がもつ価値についてのすべての評価は、関係する情報源の信頼性と同様に、文化ごとに、また同じ文化の中でさえ異なる可能性がある。価値とオーセンティシティの評価の基礎を、固定された評価基準の枠内に置くことは、このように不可能である。逆に、すべての文化を尊重することは、遺産が、それが帰属する文化の文脈の中で考慮され評価しなければならないことを要求する。

12 したがって、各文化圏において、その遺産が有する固有の価値の性格と、それに関する情報源の信頼性と確実性について認識が一致することが、極めて重要かつ緊急を要する。

13 文化遺産の性格、その文化的文脈、その時間を通じての展開により、オーセンティシティの評価は非常に多様な情報源の真価と関連することになろう。その情報源の側面は、形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他内的外的要因を含むであろう。これらの要素を用いることが、文化遺産の特定の芸術的、歴史的、社会的、学術的次元の厳密な検討を可能にする。

オーセンティシティに関する奈良ドキュメントは、世界文化遺産奈良コンファレンスにて、45名の参加者により起草された。この会議は、日本政府の文化庁、および奈良県の主催、ユネスコ、イクロム、イコモスの後援により、日本の奈良市にて1994年11月1日から6日に開催された。この奈良ドキュメント最終版は、奈良コンファレンス書記長を務めたレイモン・ルメール氏、ハーブ・ストーベル氏により編集された。

(文化庁 訳)

歴史的町並み・集落 保存憲章（町並み憲章）

前 文

歴史的町並み・集落を愛する私たちは、これらを未来へ正しく受け継ぐことをねがい、ここに、「歴史的町並み・集落保存憲章」を宣言する。この憲章で「歴史的町並み」とは、伝統的な建造物が連続する町並みばかりでなく、それらが散在して存在する集落や、これらの周辺環境等も含むものとする。

歴史的町並みを保存することは、地域固有の歴史や文化を尊重し守りそだてることであり、日本の歴史や文化を守りそだてることにもなる。このことは、歴史的町並みが全ての人々にとっての文化遺産であり、したがって全ての人々がその存続に責務があることを示唆する。

日本での歴史的町並み保存は、自然や歴史的環境が広範囲に破壊された時期に、歴史的な蓄積がある地方都市にはじまり、京都や妻籠で本格化し、急速に各地の住民・市民運動として広がった。1975年には文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区の制度が確立した。

全国町並み保存連盟は、歴史的町並み保存をすすめようとする各地の住民運動の連絡・協力組織として1974年に発足し、1978年から全国町並みゼミを毎年開催してきた。同連盟は、まちづくりの手法考え方として、歴史的町並み保存が有効であることを提起し、各地で住民主体の活動と市民運動を支援してきた。

私たちは、日本国憲法が認める基本的人権に、人間が豊かで快適な環境に住む権利が含まれ、歴史的町並みはそうした環境の重要な構成要素であると考えます。都市計画、地域計画の策定にあたっては、歴史的な遺産の価値を認め、地域の歴史的脈絡を重視することをとめる。

今日、歴史的町並み保存にかかわる多彩な事業が展開している。しかし、歴史的町並みのもつ価値が以前より広く認識されるようになったとはいえ、各地で貴重な町並みが消滅するおそれが依然として続いている。私たちは、歴史的な遺産を内包している地域での歴史や文化の再発見と、誇りや愛着に満ちたまちづくりをすすめるために、この憲章を作成した。ここにしめした町並み保存の理念や原則が広範な人々に共有され、各地の個性を生かしたまちづくりに役立つことを、私たちは強くねがう。

1. 歴史的町並みの定義

歴史的町並みは、住居の集合と周囲の人工的自然的環境からなる地域の居住空間および、そのなかで住民が生活・生業を展開している全体像を指す。現代日本の生活環境が、都市化・均質化してきたなかであって、歴史的町並みは、日本固有の生活の歴史を物語る証しとして、かつ過去と未来をむすぶ架け橋として、ますます重要な意味をなうようになった。

かつて地域共同体が十分に活力をもち、地域に住む人々が価値観を共有し、町並みの維持に誇りと責任と義務を感じていた時代の特性を受け継いでいるのが、現在の歴史的町並みである。歴史的町並みは、そのような総合的な価値の体系と見なすことができる。

2. 歴史的町並みの構成要素

住居とその周辺の環境、これらのなかで展開する暮らし、こうした要素は一体となった不可分なものとして捉えることができる。

歴史的町並みを構成する物的要素は、住居やさまざまな建物・構築物のみにとどまらず、耕作地、森林や植生、山・川・湖・海浜などの地形である。これらは、遠近の景観を形成しているばかりでなく、全体が住民にとって生活・生業を営む舞台でもあった。住居をはじめとする人工的な構築物、その周辺に広がる自然の景観、この両者の調和が歴史的町並みのもつ魅力の源泉である。

3. 歴史的町並みの保存

歴史的町並みの保存をはかることは、物的対象としての住居の集合や周辺の景観を残そうと意図するだけにとどまらない。それは、住民の暮らし、住居、周辺の環境、そしてこれら相互の関係の再構築を模索することにほかならない。すべてのものが速い速度で変化していく現代文明のなかで、過去の姿のままをとどめておくことは極めてむずかしい。私たちは、歴史的遺産を大切に守りながら、遺産に内在している地域固有の価値体系を見出し、それを次の世代に確実に受け渡す努力を継続する。

4. 日本の伝統的住居とその集合の特性

物的対象としての日本の伝統的住居とその集合は、総じて、以下の特性をもつ。

- a. 木造の柱・梁による軸組構造を基本とし、構造体としての壁という概念がそだたない。気候条件に合うように、開口部を広くし、通風と最小限の日照を確保することがつねに要求されてきた。
- b. いわゆる職住併用住宅であって、一階のほぼ半分近い面積を占める土間または通り庭の一部、道路に面した部屋などは、稼業労働や家事労働のための空間とみなすことができる。
- c. 板敷または畳敷の内部空間は、軽い間仕切りで隔てられた複数の部屋が連続して並び、入口との関連や簡単な設備の存在によって、表から奥にいたる方向性がある。それは、機能よりも儀礼と人間関係に基づく秩序の表現とむすびつく。
- d. これらの住居は、ほぼ同一の環境条件にあり、そのことが住居の様式に均質性をもたらす。このような特性をもった住居が、道路にそって並ぶなどある法則で集合することによって、歴史的町並みや集落が形成されている。

5. 歴史的町並みのなりたちと特性

歴史的町並みでは、町・集落の生まれた時点で、地形や自然条件をたくみに読み、領域を決め、道路網、水路、敷地割を設定している。建物と道路との関係や、敷地・建物の大小の分布には秩序がある。道路位置や敷地割などは今日まで受け継がれていて、濠や水路の位置は、形状や外見が変化していても、旧位置を保持していたり機能が生きているばあいが多い。すなわち、歴史的町並みは、町の骨格をなす重要な要素を保持していることによって、町のなりたちを伝えているのである。これらの伝統的な建物群や土木構築物などは、地域的な各種遺産とともに、町・集落の成り立ちの歴史をしめす物的証拠であり、まちづくりの核となる。

6. 維持保全の重要性

苛酷な災害をもたらす地勢と地盤、高温多湿の気候、主として植物質の材料に依らざるをえなかった建築の構造。これらの条件のために、日本の伝統的な住居の寿命は長いとはいえない。それにもかかわらず、地域性の豊かな歴史的町並みを形成してきたのは、たえまない維持保全の実行、朽損した材を新材に取り替える技術の伝承などを含む、なんども繰り返してきた生活の結果である。さらに、地域で共有される技術や慣習や価値観が日常生活や年中行事に組み込まれており、これらが歴史的町並みの維持に果たしてきた役割が少なくない。歴史的町並み保存のうえで、建物や環境の維持保全の重要性が認識される必要がある。

7. 住み続ける町並み

歴史的町並みの保存がいわゆる記念建造物保存と異なるのは、保存の対象が記念建造物のようにある範囲内の物的要素に特定することができないだけでなく、建築にかかわる伝統的な技術を継承したり、一定の規範のもとに住み続けたりすることが、そのまま保存に繋がる重要な行為と見なされるからである。いいかえると、物的対象である伝統的な住居や構築物の保存は、歴史的町並みの保存の重要な要素ではあるが、それだけで完結することにはならない。そこに人が住み続け、活気のある生活が展開し、伝統が新しい生命をえて蘇ることをもって、歴史的町並みの保存と呼ぶのである。

8. 変化への対応

歴史的町並みの保存は、文化遺産の保存にとって国際的基準となっている真実性（意匠、材料、技術、環境、伝統、機能などの要素からなる、本物としての価値、すなわちオーセンティシティ）を尊重することと両立する。歴史的町並みに住み続けることは、真実性の意味と内容をつねに暮らしの、なかから問い続けることであり、伝統に活気をもたらすための必要条件ですらある。

生活と生業が継続する限り、変化は避けられない。歴史的町並みのもつ真実性を尊重しつつ、変化を受け入れることは、地域の総力をあげて取り組むべき挑戦である。その変化は、やむをえない材料の交換、新しい機能の追加、過去の造形や空間の再利用、圧倒的な異文化の影響などの形をとって訪れる。こうした変化が伝統に壊滅的な打撃を与えることがないように、歴史的な価値の発見と確認がつねに準備されなくてはならない。

9. 住民主体のまちづくり

歴史的町並みを保存する主体は、その地域の住民であり、地域社会である。なぜなら今ある歴史的町並みは、住民の祖先が生活してきた記録であり、努力の結晶でもあるからである。住民が、地域のもつ歴史や、無形の芸能・信仰・祭礼を含めての文化的独自性を、自覚し、語り継ぎ、継承し、際立たせることが、今後の地域発展の基礎となる。

各地の歴史的町並み保存憲章は、地域社会の合意形成のうでこれまで大きな役割をはたしてきた。文化的独自性を反映した町並み保存の理念原則目標を、地域住民が憲章や規範として明文化し日常の保存活動にいかすとりくみは、その共同作業の過程自体も含め、住民主体のまちづくりに有効である。この憲章が今後、そのための共通的な基礎として各地で役立つことが期待される。

長期的展望のもとに作成される保存計画では、地域が強化し受け継ぐべき特性、許容できる変更の限度、その指導の具体指針、住居の性能や消防のあり方などを、住民が自主性をもち、よく話しあって定めるべきである。

10. 住民の運動と学習

歴史的町並み保存運動は、当初は文化財保存運動であったが、しだいに住民の手による文化を見直す運動として、さらには地域の個性を特色づける運動として深化・拡大した。今日では21世紀における環境運動の一つとして、多様な展開が期待できる。

住民自身の保存に対する理解と誇りをうながすために、持続的な環境学習が必要である。とくに、世代交代期に危機が訪れることを銘記すべきである。歴史的町並み保存の問題は、すでに理念として確立されたことではなく、地球規模にまで拡大した環境問題のなかで、つねに位置づけをこころみ、主張を繰返さなくてはならない深刻な課題の一つである。また、子供たちに対する環境教育の一部としても、歴史的町並みの問題が組込まれるように努力する必要がある。

11. 行政、学者・専門家の義務と協力

私たちは、文化財保護制度以外の、歴史的町並み保存にかかわる国や地方自治体の制度や補助が、しだいに豊富になってきていることを歓迎する。住民がすすめる歴史的町並み保存を基本とするまちづくりにたいして、地方自治体が行政的財政的に支援をすることが期待される。このまちづくりは総合的な性格をもち、既存の慣例にとらわれない、縦割り行政の枠をこえた支援が必要である。

学者・専門家には、歴史的町並みの調査や評価をつうじて、知見を提供し、住民の相談に応えることが期待される。住民、行政、学者・専門家は互いの領域、専門、立場を理解しあいながら、歴史的町並み保存という総合的に継続的な活動を支えあうことが大切である。

歴史的町並み保存をすすめるばあい、各種の職能団体、歴史的遺産の保存を目的とする団体などによる援助と協力が欠かすことができず、とくに国際的な視野をもった団体の支援が期待される。

12. 防災

歴史的町並みは、それ自体が火災に弱い木造建物の密集地帯であることが多く、河川の増水、山崩れ、台風、地震などの自然災害による被害もある。火災に対しては火除地の設定や住居の耐火性向上の工夫、水害に対しては居住地の選定など、古来からさまざまに暮らしの知恵があり、蓄積されてきた。あらゆる災害や危険に対して、歴史的遺産の被害を最小限に食い止める方策が確立されなければならない。また、木造建物のもつ構造上の弱点を強化する手法が確立され、普及されることを期待する。その際、先人達の知恵を学ぶことも大切である。

木造建物の解決すべき諸問題への方策が万全でないことを憂慮し、歴史的町並みにおいて受け継ぐべき特性を尊重する優れた防災計画を、関係する自治体や専門家が早期に策定することを切望する。

13. 地域経済の活性化と観光

歴史的遺産に触れ、学び、感動することは、多くの人々が共有する喜びである。伝統的な地場産業を基礎とした観光に取組み、地域活性化をうながす事例が増えている。観光客と住民がその相互の交流の中で伝統的な文化を発見しそだてるのが、歴史的町並みにおける観光の新しいあり方である。

適切な量を超えて観光客を受け入れることは、歴史的町並みの行き過ぎた観光地化を部分的であるにせよ引きおこす。外部資本の無秩序な進出や、観光客の要望に応えるあまり、この観光地化がすすみ、これが歴史的町並みの特性の喪失という問題をおこすばあいがある。さらに、観光公害という、住民生活を脅かす事態もおこりえる。

私たちは、歴史的町並み保存と観光の調和をめざし、望ましい文化的観光を追求する。

1.4. 伝統的な技術と素材の確保

歴史的町並みは、伝統的な技術と素材で成り立つ建物や構造物で構成されていて、損傷を受けやすいし、変化しやすい。これまでの文化財修理で蓄積された技法、訓練された職人は、歴史的町並み保存にとって、また日本における文化遺産保存にとっても不可欠である。伝統的な建物の保持にとって、地域の特性をしめす素材と技術の確保は急務になっている。職人の訓練・研修など、技術の修得を私たちは支援する。

日本の伝統的な建物を構成する素材の確保や、人材の育成に私たちは努力を惜しまない。

1.5. 町並み保存にかかわる建築家ほか、関連学会との協力および要請

日本では、建築家が周辺環境と無縁の建物を建てて来たという指摘がある。建築家には、建てようとする建物の周辺についての深い洞察がもとめられる。近年、伝統的な建物の特徴を評価・活用し、町並みの特性を考慮した建物の事例が増えつつあり、こうした地域文化に根ざした建築家の活動を私たちは歓迎し、彼らと連帯する。

都市計画家には、地域の歴史が断絶しないように計画を作成する義務がある。

住宅供給を主とする各種企業にも、歴史的町並みの特性を尊重するという資質がもとめられる。

歴史的町並み保存にふさわしい建物の設計、都市計画・地域計画について、関連諸学会・諸団体に對し、協力しあって探求していくことを呼びかける。

1.6. 国際的基準の尊重と国際的交流

各国の歴史的町並み保存は、同時に他の国々から注目されている。世界遺産にしめされるように、文化遺産の多くは一国をこえた人類共通の遺産としての性格をもつ。文化遺産の保存についての国際的な原則にはベニス憲章や奈良ドキュメントなどがあり、歴史的町並み保存についてもワシントン憲章やトラスカラ宣言などがある。これらの国際的原則を私たちは尊重する。

私たちは、日本の豊かで魅力ある歴史的町並みを、世界の人々が享受できるよう努力する。同時に、各国で歴史的遺産を保存しようと努力している住民・市民・専門家に敬意をはらい、そうした人々との実りある交流を希望する。多様な価値観が交錯する国際社会において、各国の歴史的町並み保存を認めあい、互いに感動を共有することは、私たちのねがいでもある。

1.7. 21世紀への希望

21世紀は、20世紀の戦争・貧困・民族差別など負の遺産を克服し、人類が平等で豊かな社会を築くという希望に満ちた世紀である。

歴史的町並みの保存は、平和を必要とし、国・民族の価値観の多様性を否定する考え方とあいられない。歴史的町並みを保存し、次世代へ受け継ぐこと自体が、言葉や映像など媒体を介した伝達ではなく、確実な情報発信になると確信する。私たちは、日本国内ばかりでなく、国際的にも歴史的町並み保存の活動をとおして交流しあい、助けあい学びあって、歴史的町並み保存をすすめる。

歴史的町並み保存は、住民にとって、自らがまちづくりの主体となる、やりがいがあり、楽しい活動の継続となることを確信する。私たちは21世紀を希望をもって迎え、歴史的町並み保存をすすめる。

全国町並み保存連盟の最高議決機関である幹事会は、2000年10月6日、宮崎県日南市で秋期幹事会を開催してこの「歴史的町並み・集落保存憲章」を承認し、同月8日の第23回全国町並みゼミ日南大会はこれを採択した。

日本の歴史的町並みを受する全ての人々を代表して、ここに署名する。

全国町並み保存連盟 会長 五十嵐 大祐 (署名)

日本イコモス国内委員会は、本憲章を長年にわたる周到な討論を経て完成・採択された全国町並み保存連盟に敬意を表するとともに、本憲章の趣旨に賛同することを、2000年12月16日、総会において決議した。その証として委員長がここに署名する。

日本イコモス国内委員会 委員長 石井 昭 (署名)

On the Problems for the Registration of the World Heritage in Japan
— the Meaning of Nara Conference —

UENO Kunikazu (Nara Women's University)

“Nara Conference on the authenticity” was held from the first to the sixth, November, 1994 in Nara, Japan. On the final day, Nara Conference announced “Nara Document on the authenticity” by mutual agreement.

There are nine cultural world heritages and three natural world heritages in Japan. In present, World Heritage is known popularly in Japan, however, the authenticity is not popular term. When we talk on the conservation of cultural heritage, we should check the authenticity unavoidable. Japanese Government had to pass the examination by UNESCO for the authenticity on the cultural monuments.

The examination carried out by UNESCO has some items, the authenticity is the most important concept in them. This authenticity is conceived in the spirit of the Venice Charter, 1964. The concept of “world heritage” established through the international activity that conserved Abu Simbel, Egypt and Borobudur, Indonesia. And some principles on the conservation of monuments had established in many conservation works in the world, specially in European countries.

The authenticity is considered to continue after they keep the origin on the design, the material, the method and the environment. If we keep this rule exactly, we can not any change on the design, the material, the method and the environment. However, it is usual that we have few or light change, when we carry out the restoration. It is desired to get the developed idea on the authenticity in the balance between to keep origin and to change.

“Nara Document on the authenticity” shows us “the diversity” on cultures and heritages, and emphasis that concept.

I introduced “The machinami charter” that announced in the annual meeting of “the Japan Association of civic groups on the conservation of the historic district” on October 2000, in Miyazaki. Some countries presented their own charter on the conservation of cultural heritages in their countries. Because, each country has own cultural heritages which are diversity, so that they had announced their own charter. “The machinami charter” is only one charter on the conservation of the cultural heritages in Japan. Therefore, I introduced it briefly.

Recently it is talked “the tangible heritage and the intangible heritage”. And UNESCO adopted “the convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage” on 2003. and UNESCO has started to list up intangible cultural heritages as world heritage.

Key words: World heritage, Authenticity, Nara document, Intangible, Historical landscape